

議案第25号

平成30年度成田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度成田市簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物保安管理業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	280千円 消費税を加えた額の範囲内
原水・浄水水質検査業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	6,070千円 消費税を加えた額の範囲内
下総小野浄水場薬液注入設備点検業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	1,050千円 消費税を加えた額の範囲内
伊能浄水場薬液注入設備点検業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	780千円 消費税を加えた額の範囲内

事 項	期 間	限 度 額
放射性物質検査業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	263千円 消費税を加えた額の範囲内

平成30年11月22日提出

成田市長 小 泉 一 成